

「賃貸住宅管理業者登録制度」の周知協力について（依頼）

平素は、国土交通行政にご理解とご協力を頂き御礼申し上げます。

国土交通省では、平成 23 年 12 月に、賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の借借人等の利益の保護に資することを目的とする「賃貸住宅管理業者登録制度」を創設しました。

また、昨年 9 月には登録規程を一部改正し、登録要件として「賃貸不動産経営管理士」または「実務経験者」の設置が義務付けられ（全面施行は平成 30 年 7 月 1 日からになります。）、より適正な管理業務が行われる業者として管理契約の相手方および賃貸住宅を選択される際の一助としました。

賃貸住宅管理業者登録制度により、登録事業者が行う賃貸住宅の賃料・敷金等の受領や契約の更新、終了時の手続きなどの管理業務のルールを定め、賃貸不動産経営管理士等の一定の資格者による重要な事項の説明や書面交付が行われるなどの適切な運営により、貸主と借主の安心と信頼を図ります。

登録制度では、賃貸住宅管理業者は、規程に定める申請を行うことにより、登録簿に登録を受けます。登録の有効期間は五年となっており、更新の登録申請を要します。

登録事業者は毎事業年度の終了後、業務及び財産の分別管理等の状況を報告することとなっています。

登録簿及び報告に係る書面は、貸主や借主が管理業者や賃貸住宅を選択する際の判断材料の一つとして活用されることを目的として、一般の閲覧に供されます。

平成 27 年 3 月末現在、近畿地方整備局管内での登録事業者は約 600 社で、そのうち京都府では 146 社の登録となっています。賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の借借人等の利益の保護に資するためにも、登録制度の一層の普及にご協力をよろしく願います。

平成 29 年 6 月 28 日

国土交通省近畿地方整備局
建政部 建設第二課長

